

## 5. 院内での感染症の報告体制

感染の拡大を最小限に抑えるためには、速やかな連絡と報告が必要不可欠である。そのために、感染症の発生時の対応を以下のように定める。また、委員会からも現場への情報提供を可能な限り行っていく。

- ① 感染症（疑いを含む）発生時の対応
- ② 感染症発生（転帰）報告書の提出

以下の感染症患者の発生があった場合、医師は「感染症発生（転帰）報告書」を速やかに感染予防対策委員会に提出する。また、同患者の転帰が決定した際には、同書類にて転帰を報告する。

対象感染症：

MRSA, 緑膿菌, 結核

麻疹, 風疹, 水痘, 流行性耳下腺炎, RS ウイルス, 流行性角結膜炎, 感染性胃腸炎（ノロウイルス, ロタウイルスなど）, インフルエンザ\*

A型肝炎, B型肝炎, C型肝炎, HIV

病原性大腸菌 O-157, サルモネラ, カンピロバクター

疥癬

その他

\*インフルエンザに関しては、専用の報告書を提出

- ③ 感染症の発生・流行に対する情報発信